

〔新〕 困難な問題を抱える女性支援事業（案）

奈良県 子ども・女性局 子ども・女性課

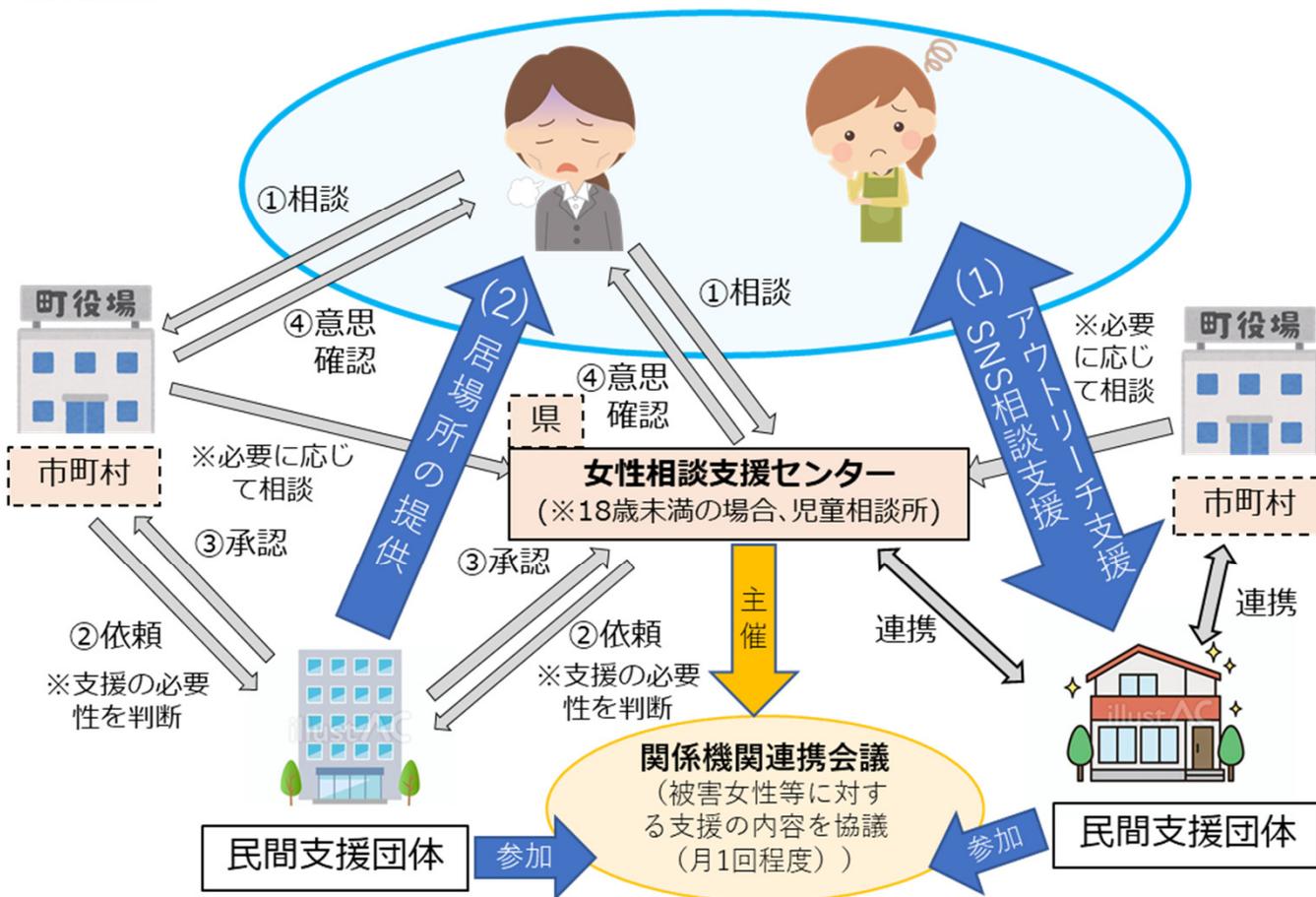
〔経緯〕

- R6.4.1 困難女性支援法 施行
奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画 策定
- 【目標】 県民への相談窓口の認知度の向上
民間団体との連携強化
- 【支援】 アウトリーチ等による早期の把握
・ SNS等を含めた様々な相談ツールの充実・周知
居場所の提供
・ 市町村、民間団体が運営する居場所づくりへの支援

〔課題〕

- (1) 来所や電話だけでなく、SNS等を活用した多様な相談支援やその手法の周知、相談につながりにくい若年女性を含めた幅広い年齢層の対象者の早期発見に努めることが必要。
- (2) 若年女性のシェルター、居場所、生活できる場がない。
- (3) 県、市町村、民間団体等がそれぞれの強みを生かした支援を行うことができるよう、緊密な連携体制の構築が必要。

〔事業概要〕



〔内容〕

(1) アウトリーチ支援・SNS相談支援

困難を抱えた女性に対して、電話、メール及びSNSを活用した相談支援等を、継続して実施している団体に対して補助

補助上限：1,000千円/団体（補助率3/4）

(2) 居場所の確保

奈良県女性相談支援センター又は市町村により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供などの日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施している団体に対して補助

期間：1～2日程度（最大2週間）

利用者負担：無し

補助上限：8,250円/日（補助率3/4）

※補助団体は、関係機関連携会議への参加が必須

合計 9,772千円

財源：厚生労働省 困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金

負担割合 国1/2、県1/4、実施主体1/4

補助金担当課：奈良県子ども・女性課
（補助要綱、申請様式等は後日提示）